

Weekly Report

第 783 号

令和7年2月10日

所得税の確定申告を行う際の注意点等

令和6年分の所得税の確定申告が今月17日から始まります。

◆確定申告を行う際の主な注意点等

◎定額減税……確定申告を行う方で、本人の合計所得金額が1805万円以下の場合は定額減税額を控除して計算を行います。なお、給与等と公的年金等に係る源泉徴収税額の両方から定額減税の適用を受けたことだけをもって、申告の義務は生じません。

◎医療費控除……入院給付金や高額療養費などの補填された金額（申告時点で受け取っていない場合は見積額）は、給付の対象となった医療費を限度として差し引きます。なお、傷病手当金や出産手当金などの給付金は補填金に該当しません。

◎寄附金控除（ふるさと納税）……確定申告をする場合は、ふるさと納税ワンストップ特例が無効となるため、令和6年中に行った全てのふるさと納税の金額を寄附金控除の計算に含めて申告します。

◎住宅ローン控除……住宅ローン控除の計算において、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けた金額がある場合は住宅の購入金額から差し引きます。なお、繰上返済等により住宅ローンの償還期間が10年未満となった場合は適用できません。

◎雑損控除……災害や盗難、横領で資産に損害を受けた場合に適用できますが、詐欺による損害は対象外となります。

◎上場株式等に係る申告……特定口座（源泉徴収あり）でも譲渡損失の繰越控除や複数の口座間で損益通算する場合は、確定申告が必要です。なお、配当所得等について所得税と個人住民税で異なる課税方式の選択はできません。

国税のスマホアプリ納付を利用する場合は

スマホアプリ納付は国税のキャッシュレス納付手段の一つで、「国税スマートフォン決済専用サイト」から決済アプリ（OOPay）を使用して納付する手続きです。納付税額が30万円以下の場合に利用でき、決済手数料はかかりません。

今月1日から、専用サイトへのアクセス方法がe-Taxを経由する方法に集約されたため、スマホアプリ納付を行う場合はe-Taxを経由して利用する必要があります。

また、これまでは30万円超の納付税額でも複数回に分けて手続きを行うことで納付が可能でしたが、30万円超の場合はスマホアプリ納付を利用しないように注意喚起が行われています。

外国人労働者数は230万人超に

厚労省が公表した「外国人雇用状況」の届出状況（令和6年10月末時点）によると、外国人労働者数は230万2587人（前年比12.4%増）、外国人雇用事業所数は34万2087所（同7.3%増）となり、ともに過去最高を更新しました。

外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く）を雇用する場合、すべての事業主は雇入れ・離職の際に氏名、在留資格、在留期間等を確認して、ハローワークへ届け出ることが必要となっています。